

公 告

次の財産売払について、一般競争入札を行うので、掛川市公有財産の売払に係る一般競争入札の実施に関する要領第3条の規定に基づき公告する。

令和7年7月1日

掛川市土地開発公社
理事長 大井 敏行

1 入札執行者

掛川市土地開発公社 理事長 大井 敏行

2 入札に付する財産

(土地)

物件番号	地 番	地 目	地 積	予定価格 (最低売却価格)
公1-1	掛川市下垂木2291番	雑種地	1021㎡	27,400,000円
	掛川市下垂木2292番2	雑種地	444㎡	

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員
- (4) 一般競争入札参加申込書を公社が指定した期日までに提出しなかった者
- (5) 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人そ

の他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) その他理事長が入札参加者として不適当であると判断した者

4 入札に参加する申請の期間及び場所

(1) 申請期間

令和7年7月1日（火）から令和7年9月30日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申請場所

掛川市役所 都市建設部都市政策課 電話 0537-21-1151（直通）

5 入札の日時及び執行場所

(1) 日時

令和7年10月8日（水） 午前10時00分から

(2) 執行場所

掛川市役所4階 会議室3

6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者

(2) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者

(3) 談合その他不正行為を行ったと認められる者

(4) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

(5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

(6) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者

(7) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

(8) 鉛筆書きの入札をした者

(9) 金額を訂正した入札をした者

- (10) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- (11) 郵送又はファクシミリによる入札をした者
- (12) 担当職員の指示に従わず入札をした者
- (13) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (14) 入札参加心得書に示した条件に違反して入札した者
- (15) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、なしとする。

8 その他必要な事項

- (1) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 詳細は「一般競争入札による土地売り払い応募要領」（掛川市土地開発公社）による。
- (3) 照会窓口は、掛川市役所都市建設部都市政策課（電話：0537-21-1151）とする。